

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念、基本方針がそれぞれ定められ、ホームページ、保育園のしおり、重要事項説明書、保育マニュアル等に明記され、法人の使命や目指す方向や考え方が、職員及び利用者等へ周知されている。特にホームページや、保育園のしおりは利用者にわかりやすくするため、工夫改善を継続しておこなっている。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	事業経営環境と状況が的確に把握・分析されており、事業報告において、地域子育て支援センターの利用者実績、一時保育実績や利用者に関するアンケート収集にて地域での特徴・変化の経営環境や課題を把握している。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	事業計画、事業報告書から実施する福祉サービスの内容や組織体制、財務状況等の現状分析が行われ、公認会計士による経営に関する助言指導、内部監査、監事監査も的確に行われている。理事会には各園長が出席し運営報告を行い、毎月1回リーダー会議に法人本部が加わり、職員への周知や改善に向けた相談が取り組まれている。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	運営ビジョン（2～3年後の目標）から中長期計画において理念や基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。運営ビジョンは取り巻く環境変化に伴う見直しを行い、修正実施記録に記載している。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	中・長期計画にあたる、運営ビジョンから事業計画が策定されている。前年までの事業報告から今年度の事業計画となっており、計画・実行・見直しが行われている。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画においては、全職員からの意見を取りまとめ、集約・反映が会議録から確認できる。職員の理解を促すため、カリキュラム会議にて周知徹底が行われている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	事業計画の内容は、利用者や家族に対し年2回行われる懇談会にて周知を行っている。説明に際してはパワーポイントを利用し、視覚的に説明を行いさらなる理解への取り組みがなされている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		

<p>I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>	<p>運営ビジョンを実現するため、サービス評価、年1回自己評価、第三者評価を受診し、サービスの質の向上に向け組織的に評価を行う体制が整備されている。評価結果を基に改善点洗い出し、指導計画に反映させている。</p>
<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>a</p>	<p>5年ごとに第三者評価を実施しているため、実施されない年度においては、独自の保護者アンケートを実施している。アンケートにおいては2週間以内に結果を公表し、改善計画を行っている。結果公表は掲示され、掲示から外したときは冊子にし、いつでも閲覧できるよう工夫されている。</p>

Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１） 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ－１－（１）－① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	管理職等役割分担表から、管理者の役割と責任についての文書化及び毎月の園だよりに、管理者の表明が行われている。ライブ映像を通じて、管理者のみならず職員の行動が視覚的にとらえることでき、緊急時における状況と権限委任等が利用者・家族に伝わる工夫が行われている。
Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	遵守すべき法令については、保育マニュアルを定期的に見直し、新入職員は入社時に十分理解するための研修が行われている。また、事業報告における研修記録から、個人情報や守秘義務、虐待に関する定期的な研修が実施されている。
Ⅱ－１－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ－１－（２）－① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	運営ビジョンが適正に行われているか、第三者評価を通じて定期的に評価・分析が行われている。運営ビジョンは定期的に見直しされ、修正することを文書化している。福祉サービスの質の向上に向けて、個人面談から職員の意見を反映し、職員育成の事業計画が策定されている。
Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	個人シートを活用し、業務の実効性の向上にむけて個人面談を管理者が行っている。ひとり親家庭の保育士でも働きやすい職場環境を整備し、ストレス対策を含めた人事・労務管理が行われている

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	運営ビジョンの達成に向けた、職員の確保、育成、職員に求める能力を表明し、必要な福祉人材の確保を本部が中心となって行っている。管理者が長く勤務していることから、職員の育成方針が計画的に実施され、職員の定着につながっている。
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	運営ビジョンにて、法人理念、基本方針が明文化されており、給与体系や昇格、異動が明確にされている。人事考課は、自己評価チェックリストにより、全職員に周知がされ、本部管理職を通じて、地域比較を分析し、処遇改善が図られている。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	運営ビジョンにおいて、労務管理に関する責任体制が明確となっている。職員の有給消化率の目標を70%として、消化率の低い職員に取得を促している。管理者がメンタルケアカウンセラーの資格を持っていることで、専門的な職員の相談や指導ができる体制となっている。
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	運営ビジョンにおける、職員に求める能力を明確化し、職員一人ひとりの目標管理を行っている。年2回の個人面談、自己評価チェックリストを作成し、出張命令簿や研修報告書からも組織的な研修管理がされている。
Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	職員の教育・研修に関する基本方針は、運営ビジョンにある職員に求める能力から、事業計画が策定されており、フォローアップ研修、スキルアップ研修は法人で行い、法人グループにおける他の保育園との連携が図れている。

<p>Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>	<p>個別シートにおいて、職員の知識、水準、専門資格の取得状況を管理している。外部研修も職員自ら参加できるよう運営ビジョンに合わせた個人目標を把握している。個別相談のうえ研修参加させ、研修レポートや報告が事業報告から確認できる。</p>
<p>Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
<p>Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>	<p>教育マニュアル、保育マニュアルがあり、マニュアルに基づいたオリエンテーションが実施されている。実習生が学びたい年齢を選べ、特性に配慮したプログラムが用意されている。指導者に対する研修は園内研修にて実施されており、11年の実績から学校側と連携が整備されている。</p>

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
<p>Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>法人の理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容、事業計画、事業報告は、玄関に常設し情報公開がされている。苦情や意見は原則公開とし、掲示を含めた対応がされている。徹底した運営の透明性確保のため、ライブ映像公開にて災害時や平常時でも、利用者・家族が状況を確認することができる体制が整っている。</p>
<p>Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>運営ビジョンにおける収入・支出の指標、事務経理等に関する職務分掌が明確かされている。外部監査も年2回行い、専門化における助言指導を得ている。内部監査、監事監査を定期的に行い、第三者委員含め法人内部においても透明性を確保する仕組みが行われている。</p>

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	管理者は支援センター会議年2回、越谷市子育てネットワーク会議を通じて、情報収集を図っている。運営ビジョンにおいて、地域における子育て支援やボランティア受け入れなど、利用者と地域との交流を広げる活動が行われている。事業報告からも定期的な交流から収集される個々の利用者ニーズを把握し、社会資源の利用を積極的に行っている。
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	次世代育成記録から、ボランティア受け入れを運営ビジョンに明文化し、積極的に受け入れを行っている。学生ボランティア等は、教員の巡回もあり学校教育への協力を行っている。
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	重要事項説明書において、利用者・家族を含め、社会資源を明示している。アップルパイは年4回発行し、会議も年5回実施している。越谷市と連携し、園見学会を年2回実施、園独自の見学会も併せて実施している。私立保育園・認定こども園協会とも連携し共同イベント開催を行っている。
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	子育て支援センター事業で、看護師、栄養士、助産師が講師として行う講座を開設し、地域住民の生活に役立つ講演や研修講座が開催されている。姉妹法人において災害協定として第2避難場所をグラウンドとしている。休園の時は駐車場の貸出も行っている。
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	園の理事が民生委員、児童委員でもあり、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。園庭解放や子育て講座、子育て相談等事業報告から、多様な支援活動を行っている。災害時における風水害予防対策など役割が明確化されている。

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	理念や基本方針は、運営ビジョン、保育マニュアル、保育課程等に記し、毎月の会議や研修にて職員への意識づけがされている。各年齢、理念に基づいてカリキュラムが作られ、カリキュラムは月1回振り返りと見直しをしている。基本的人権への配慮についても全職員を対象とした研修を行っている。職員はアンケート結果を話し合ったり、「使命、指導計画、子ども、保護者、組織」についての自己チェックリストを使用して、毎年評価をしている。
Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	保育マニュアルの中に虐待、プライバシー、人権等権利擁護に関する取り組みのほか、事案を発見した場合についての対応方法も明示している。利用者等には入園前説明会で重要事項説明書を配布して説明し、在園中に変更があった場合には在園児説明会を設けて、同意を得ている。実習生、ボランティアにも受け入れ時に説明し同意を得ている。マニュアル確認研修を毎年実施し、職員の理解が図られている。設備においては、面談室の窓にカーテンをしたり、コーナー保育を取り入れ、トイレは年齢に応じて目隠しを設置する配慮をしている。
Ⅲ－１－（２） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		

<p>Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a</p>	<p>市役所や児童館等公共施設に置かれている私立保育園協会の機関紙「アップルパイ」の中で理念や行事、目標を明示している。保育園のしおりは、ダイジェスト版も作成し、持ち物の絵をあえて手書きしたり、保育時間の説明を帯グラフを用いることで、情報が目で見ても分かるようにしている。利用希望者には、重要事項説明書の説明を行うが、指定日に参加出来ない方には個別に対応している。入園申し込み前に見学会があり、見学は随時、体験も予約で随時可能。一日利用も対応できる。</p>
<p>Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a</p>	<p>サービス開始前には入園前説明会や懇談会を行い、個別面談も実施している。入園前説明会では写真を使い、実際の子ども達の活動や表情等が保護者によく伝わるように工夫している。重要事項説明書は説明後に必ず同意を得ている。サービス内容の変更時に行う説明会では、理解しやすいよう変更点を先に説明し、さらに変更点だけの別紙を配布している。重要事項説明書は、音声、ルビふりの対応が可能であり、それを周知している。</p>
<p>Ⅲ－１－（２）－③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>退園や卒園児からの相談も受け付けしている。保育園を退所する際に手紙を配布し、継続性に配慮した対応をしている。毎年6月に卒園児を対象とした同窓会を開催し、廊下には卒園児の活躍ぶりを紹介するコーナーが設けられている。3つの小学校との連絡会があり、スムーズに移行できるよう支援する体制が構築されている。卒園前には保育要録の提出ほかに小学校の校長先生による保護者への講話や先生方との引き継ぎの時間を設け、子どもの家庭環境や対人関係などを報告している。</p>
<p>Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
<p>Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>利用者満足度調査、運動会・表現発表会・給食試食会、3、4、5歳親子遠足、SI参観実施アンケート等を実施している。アンケートの結果や対応は懇談会や在園児説明会で保護者へ伝え、掲示、園だより等でも公表している。話しやすいように、個別に話したいときは相談スペースを用意している。</p>
<p>Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
<p>Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>	<p>苦情受付窓口及び責任者は、重要事項説明書、保育園のしおりのほかに、玄関に掲示している。苦情は毎月の職員会議の中で対応方法を検討し、原則として結果を公表している。</p>
<p>Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>a</p>	<p>ご意見箱は玄関のほかに複数設置し、懇談会、個人面談は定期的実施している。意見・要望・苦情は保育の質を高めるられるものと考えていることや電話、連絡帳、手紙、メールあるいは相談しやすい、言いやすい職員に言えるようになっていたことをしおりに明記し、利用者等に周知している。</p>
<p>Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>しおりに原則その日のうちに園長あるいは主任に伝えるようにすることが謳われている。連絡帳での相談はその日に口頭、連絡帳で対応している。相談内容は保育記録に記録し、日常の連絡事項は早番遅番ノートで引継ぎ対応している。</p>
<p>Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
<p>Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>	<p>リスクマネジメントの責任者を明確化し、事故発生時の対応と安全確保についてのマニュアルを作成している。マニュアル確認研修を毎年実施し、会議で事例の検討を行っている。固定遊具、移動遊具、室内設備等は定期的に点検が実施されている。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>感染症対策の責任者を明確化し、保育園のしおりには学校保険法で出席停止対象の疾病ならびに出席停止期間について明記して、保護者に周知している。感染症の予防と発生時の対応に関するマニュアル研修は看護師が担当し、職員に周知している。具体的な遊具の消毒や建物の清掃頻度、発生時の対応がマニュアルに明記され、毎月の会議で見直ししている。</p>

<p>Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>緊急対応マニュアル、風水害防災マニュアルを保育マニュアルの中に明示し、火災、地震、水害、台風等の対応策を研修にて周知している。地域的に低地にあるため、ポンプを購入し排水できるようにしたり、緊急メール配信や掲示等、保護者が安否確認できる方法が決まっている。備蓄品はリストを作り栄養士と衛生推進者が整備している。警察、消防署と連携しての避難訓練、引渡し訓練、不審者対応訓練を計画的に実施し、裏の高校とは災害時にグラウンドを使用できる契約を結んでいる。</p>
---	----------	--

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

<p>Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
<p>Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>サービスの標準的な実施方法は、保育マニュアルで文書化し、重要事項説明書（保護者への配布物）に保育についての配慮事項を記している。実施状況は、チェックリストを作成し、リーダー、主任、園長が確認している。</p>
<p>Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>	<p>毎年実施するマニュアル研修と会議の中での見直しをしている。「子ども、職員の約束」は遊具が増えたら変わり、改定箇所は網掛けしてわかるようにしている。</p>
<p>Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
<p>Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。</p>	<p>a</p>	<p>アセスメントツールとして入園前健康調査票、面談記録、家庭生活調査票を使用している。年齢ごとの年間指導計画は、理念、方針、目標と利用者のニーズに基づき作成されている。年間指導計画が月間計画、週間計画へと落としこまれ、個人の目標へとつながっている。個人目標はアセスメントをもとに個人の発達段階に合ったものを策定し、保護者にも意見、意向を聞いている。</p>
<p>Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>年度末の会議、毎月の会議でサービス実施計画の見直しを行っている。変更時には、主任が担当者となり、会議録を回覧し、変更点を周知している。</p>
<p>Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
<p>Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>	<p>遊びの計画は0、1、2歳児は全体で作成、毎月振り返りをし、評価、反省をしている。日々の日誌の中に保育の実施状況を記録し、共有している。</p>
<p>Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>	<p>保管期間の規定や個人情報の適切な管理について規定されている。漏洩時の対応方法も明記（個人情報保護に関する責任体制と自己対応）されており、マニュアル研修で職員に周知している。職員は個人情報に関しての同意書（年度ごと）を提出。保護者には重要事項説明書で個人情報の取り扱いについて記載し同意を得ている。PCのパスワード管理についても規定して、個人情報の保管は鍵のかかる棚に保管し、鍵は園長が管理している。</p>

A－１ 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
<p>A－１－（１） 養護と教育の一体的展開</p>		
<p>A－１－（１）－① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。</p>	<p>a</p>	<p>理念や基本方針は、重要事項説明書や保育園のしおり、保育課程等に明示し、会議や研修にて職員への意識づけしている。保育課程は各年齢ごとの発達の特徴に基づき、健康、環境、言葉、人間関係、表現の5領域に加えて食育、保護者地域への支援等家庭や地域の実態に即して編成している。</p>

<p>A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育マニュアルに0歳児の安全管理について記し、月齢に合わせた環境が整備されている。衛生管理上、保育室は園児と保育士しか入室しない。保育マニュアルには、0歳児を4期に分けてそれぞれの運動機能の発達に合わせた注意点が記載され、指導計画に反映させている。</p>
<p>A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>心身の状態は、児童票に記録され、保健的な配慮をしている。1歳児と2歳児の発達の特徴に合わせ、1歳児には安全管理、2歳児には安全管理に加え、安全に行動できるような習慣と態度を身につけさせる教育もしている。保育室はコーナー保育を基本とし、人や物への探索行動が十分できるよう、棚で生活、食事のスペースを区切り、棚には隠れることもできるような空きスペースを作る工夫をしている。子どもの発達と興味にあった遊びのコーナーを作っている。</p>
<p>A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>3、4、5歳児は一人ひとりの健康状態や発達状態を把握し、養護と教育の5領域が一体となった指導計画を作成している。指導計画では年齢ごとの目標を決め、身の回りのことが自分でできることを始め、特に5歳児は就学に向けての生活習慣が身につくように決められている。おやつを他の部屋で食べる異年齢交流の時間を設けたり、コーナー保育は、区切りを固定せず、自分達で工夫して場所を作れるように配慮している。</p>
<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>卒園前の児童の保護者が就学の見通しを持てるよう、小学校の校長先生より、これから身に付けて欲しい「3つのめばえ」の話聞く機会を作っている。また、園児が小学校での生活にスムーズに移行できるよう、年間計画に小学校の見学を組み込み、小学生との交流や和式トイレの体験、廊下の歩き方の体験等をしている。卒園前には小学校の授業時間に合わせて45分を意識した時間で生活し、午睡の時間をなくすことや、5歳児にピアノを用いた音楽活動を取り入れているのも、就学準備の一つとして捉えている。</p>

A-1-（2） 環境を通して行う保育		
A-1-（2）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a	保育環境を整えることと感染症の早期発見、感染の拡大防止の為に、保育マニュアルには、衛生管理（湿度、温度、換気、彩光、照明、清掃、歯ブラシの管理、調理室、園庭、砂場、プール）についての規定を明記している。0、1、2歳は少人数担当制をとり、午睡は、小さな部屋で落ち着いた雰囲気の中でとっている。年齢にあったコーナー保育として、1、2歳児には小さく区切ったスペース、3、4、5歳児には、好きな場所を選び、自分のやりたいことを選ぶ自発的な活動を生み出す環境を整えている。園内は淡い色を使い、おもちゃの素材は木が多く、子どもが落ち着ける雰囲気作りをしている。
A-1-（2）-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	年間計画は年齢ごとの発達の特徴に合わせたねらいをもとに、経験を通して食事、排泄、睡眠、着脱、清潔等の基本的な生活習慣の確立ができるよう作成している。保育マニュアルには、年齢にあった対応方法が明示され、年間計画には、年齢ごとの月間カリキュラムに健康と運動の項目があり、3歳以上児は木曜日に体育の時間がある。全学年、姉妹校のグラウンドで運動ができる。
A-1-（2）-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a	遊具は年齢に合わせたものを用意している。小さい子どもも外遊びを安心してできるように、園庭は遊びのスペースを2つに分けている。5歳児の当番活動（給食、ごみ、朝の会、掃除、寝かしつけ等）は、自主的な活動であり、他の学年の目標になっている。3歳児以上の保育室は、細かく区切らず、子どもが自身で遊びを考える環境を整えている。
A-1-（2）-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a	子どもが主体的に生き物を育て、自然と関わることを計画にとり入れている。卵から孵化させた鮭の放流は毎年恒例であり、ザリガニを育てたり、葉っぱを工作に使ったりを計画に沿って実施している。電車に乗ってのせんべい工場の見学やスーパーマーケット訪問、高齢者施設訪問、大学訪問等の社会体験も指導計画の中に入れていく。地域の伝統行事阿波踊りを保育にとり入れている。
A-1-（2）-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a	絵本の読み聞かせや紙芝居を積極的に取り入れ、毎日必ず一冊は読んでいる。廊下の絵本はいつでも貸し出しができる。保育室では、子ども達が文字に興味を持てるよう、自分のマークと一緒に名前を記し、5歳児クラスには50音表を掲示している。2歳はリトミックを実施し、遊びながら音楽に触れる機会を作り、年長児はピアノ、小さい子どもは木琴、カスタネット、鈴、タンバリン等、遊びながら楽器を楽しめるよう複数の楽器を揃えている。動物体操等身体を使った表現遊びを取り入れ、ホールにはボール、マット、跳び箱、縄跳び等の道具を揃え、雨の日でも運動ができるようにしている。
A-1-（3） 職員の資質向上		
A-1-（3）-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	職員は、年一回自己評価チェックリストを用いて自己評価を実施している。自己評価の結果は保護者に公表し、次年度に活かしている。

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-（1） 生活と発達の連続性		
A-2-（1）-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	0、1、2は少人数担当制である。年齢ごとの指導計画には、具体的な保育士の配慮事項が記載され、一人ひとりの受容と発達段階に応じた働きかけが実施されている。保育マニュアルに保育の方法について明示されている。

<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>d</p>	<p>現在は公立保育園で受け入れを行っており、対象児童の受け入れをしていない。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>延長保育に関するマニュアルがある。延長時間には組み立て式の絨毯を用意して、子どもが家庭のように寝転がれる環境を整え、夕方に補食を提供している。異年齢の子ども同士の関わりを延長保育年間指導計画の目標に明示している。保護者とは連絡帳や口頭にて情報を共有している。</p>
<p>A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>児童健康調査票や健康診査の結果や予防接種の状況、病歴等を保護者が書いた家庭生活調査書で確認し、個人面談のなかでも聞き取りしている。怪我や体調不良等健康管理に関するマニュアルが作成され、職員はマニュアル確認研修にて症状別の対応方法を習得している。子ども一人ひとりの健康状態は、引き継ぎノートで共有し、保護者には電話で連絡し、送迎時に事後の確認をしている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもが食べ物に関心を持つよう、食育を指導計画に取り入れており、自分たちでおにぎりを握ったり、育てた野菜を食べる機会を作っている。給食をお弁当箱に詰めてテラスでピクニック気分を味わったり、行事食は目でも楽しめる工夫がされている。年間指導計画、保育課程に食育を位置づけ、年齢に応じた食の経験ができるよう考慮している。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>残量確認等をもとに子どもの食べる量や好き嫌い等を把握して献立会議を行い、献立、調理に活かしている。サツマイモ、人参等子ども達が育てた季節の野菜と一緒に食べる機会を作り、子どもの体調に合わせて牛乳温めたり、おかゆにしたりの調理の工夫もしている。食器は衛生面、安全面を考えて選択したものを使用。食器の材質は保護者に説明し、掲示もしている。年1回給食試食会を実施し、保護者からも意見を集めている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断の結果は児童票に記入し、書面（健康調査票を）をコピーして家庭に配布している。年間保健計画と健康診断を連動させている。</p>
<p>A-2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>食物アレルギー対応マニュアルがある。園内研修を実施し、全体会議で職員に周知徹底している。食物アレルギーに関しては、主治医の指示を基にアレルギー疾患生活管理指導表を作り、保護者に面談して確認している。食事の献立や除去期間などの管理を徹底し、食事の提供は、テーブルを分けた上で対象児のトレーを分け、プレートを用いて職員が代わっても対応できるようにしている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>衛生管理の取り組みは園長が責任者であり、衛生管理は主任が担当している。提供までの時間や調理場の衛生チェックは看護師会議で定期的に検討している。衛生管理マニュアルを作成し、職員はマニュアル確認を研修で行っている。マニュアルは毎年度末に見直しし、必要あれば途中変更もしている。HACCP衛生管理チェックリストを使い、衛生管理をしている。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	個人面談で献立表を配布しクッキング計画を掲示している。保護者に園での食事に興味を持ってもらえるよう、レシピを自由に持って帰れるようにしている。連絡帳で家庭で食事の状況を把握しているが、特に、2歳児は、はしの使用に向けて、朝と夜の家庭の食事の様子確認を必要としている。食器の安全性や食事の重要性を保護者に伝えている。保護者が食育に関心を持つよう、試食会に栄養士も参加して相談助言をしたり、保育参加で一緒に食事をする取り組みがある。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	個人面談の内容や送迎時の様子等は、個人面談記録、引き継ぎノート等で共有している。日常的な情報交換は、連絡帳で行い、職員は日誌で家庭とのやりとりを確認している。懇談会や発表会のほかにも保育参加や保育参観等子どもの成長を喜び、楽しみを確認できる機会を多く作っている。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a	懇談会、個人面談を年2回ずつ実施し、カリキュラムの説明をしている。保護者からも共通理解を得る為に、個人目標の確認時には、保護者の意向を確認して同意を得るとともに、掲示されている年間指導計画、月間指導計画の内容を確認している旨の確認もとっている。
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	虐待発見時の対応マニュアルがある。不適切な養育や虐待を受けている子どもの早期発見の為に、受け入れ時や着替え時には怪我がないか確認することになっている。ポスター掲示や、懇談会で資料を配布する等で保護者への啓発に努めている。欠席時は、保護者から連絡があっても園から必ず連絡をすることにし、家庭状況の変化に早く気づけるようにしている。不適切な事例発見時には、保護者との話し合いや外部機関との連携をはかり、卒園後も支援できるようにしている。